

医療従事者の負担の軽減及び処遇改善の 取り組み

当院では、厚生労働省の通知に基づき、医師、看護職等の医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の 具体的な取組内容

- (1) 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組
 - ・外来診療時間の短縮
 - ・地域の他の保険医療機関との連携 等
- (2) 院内保育所の設置
- (3) 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減
- (4) 医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善
- (5) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の 具体的な取組内容

- (1) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員における役割分担
 - ・初診時の予診の実施
 - ・静脈採血等の実施
 - ・入院の説明の実施
 - ・検査手順の説明実施等
 - ・服薬指導 等
- (2) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- (3) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- (4) 当直翌日の業務内容に対する配慮
- (5) 交替勤務制・複数主治医制の実施
- (6) 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- (7) 特定行為研修修了看護師の活用



看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の 具体的な取組内容

- (1)業務量の調整(時間外労働が発生しないような業務量の調整)
- (2)看護職員と他職種との業務分担
 - ・薬剤師
 - ・リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)
 - ・臨床検査技師
 - ・臨床工学技士
 - ・診療放射線技師
 - ・管理栄養士
 - ・その他(看護助手、病棟クランク、事務職、救急救命士)
- (3)看護補助者の配置
 - ・主として事務的業務を行う看護補助者の配置
 - ・看護補助者の夜間配置
- (4)多様な勤務形態の導入
 - ・短時間勤務
 - ・時差出勤制度 等
- (5)妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
 - ・院内保育所
 - ・夜勤の減免制度
 - ・休日勤務の制限制度
 - ・半日・時間単位休暇制度
 - ・所定労働時間の短縮
 - ・他部署等への配置転換
- (6)夜勤負担の軽減
 - ・夜勤従事者の増員
 - ・月の夜勤回数の上限設定

